

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00178936

2023年11月20日

発信課	議会事務局議会総務課
担当者	田村 征也
連絡先	電 話 内線6712
	F A X
	E-mail gikai_somu@city.asahkawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和5年11月13日 ~
発表項目 (行事名)	本会議及び委員会における写真，動画等の撮影及び録音等について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	本会議及び委員会を撮影する際の取り扱いにつきまして、 今後は添付のとおりとなりますので、よろしくお願いたします。 。
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	新庁舎移転に伴い、セキュリティの観点から議員控室前の扉に 施錠がされていますので、議員へ御用の方は議会事務局にお声 かけください。

令和5年11月17日

報道機関 各位

議会事務局議会総務課長

本会議及び委員会における写真、動画等の撮影及び録音等について

旭川市議会では、令和5年11月13日より、本会議及び委員会における写真、動画等の撮影及び録音等（以下「撮影等」という。）が原則禁止となりました。

旭川市政記者会加盟社又は当該市政記者会以外の情報提供先に所属する報道関係者につきましては、引き続き撮影等を行うことができますが、撮影等の際には、議会事務局が用意する「撮影等許可証」を着用していただく必要がありますので、撮影等を行う前に議会事務局へお申出いただきますようお願いいたします。この際、所属を確認させていただく場合があります。

なお、撮影等に当たりましては、次の注意事項を遵守していただきますよう、お願いいたします。

<撮影等における注意事項>

- 撮影等の許可を得て交付された撮影等許可証は、見える位置に着用し、撮影等を終了した場合は、係員に直ちに返却すること。
- 撮影等は、係員の指示した場所で行い、会議の進行を妨げたり、他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。
- 他の傍聴人の撮影等をしないこと。
- 撮影等をしたものは、正確性を欠くことのないよう取り扱うこと。

【問い合わせ先】

議会事務局議会総務課

担当：田村

電話：25-6380（内線6712）